

## 個人住民税特別徴収推進宣言

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、所得税と同様、個人住民税についても給与から徴収（給与天引き）し、従業員（納税義務者）に代わり納入することとされております。

徳島県及び県内24市町村では、これまで関係団体や事業主への特別徴収への移行の要請活動など、連携して特別徴収の推進に取り組んできましたが、いまだ特別徴収を実施していない事業主もあります。

徳島県及び県内24市町村では、法令の遵守、納税者の利便性の向上及び安定した税収の確保を図るため、次のとおり個人住民税の特別徴収を徹底します。

徳島県及び県内24市町村は、平成31年度から、原則すべての事業主を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。

- 上記目標を達成するため、県・県内市町村共同で次の取組みを実施します。
  - ・ あらゆる機会を捉えて周知広報に努めます。
  - ・ 納期限までに特別徴収義務者からの納入がない場合は、早期の滞納整理に着手します。

平成29年9月21日

徳島市	鳴門市	小松島市	阿南市	吉野川市	阿波市
美馬市	三好市	勝浦町	上勝町	佐那河内村	石井町
神山町	那賀町	牟岐町	美波町	海陽町	松茂町
北島町	藍住町	板野町	上板町	つるぎ町	東みよし町
徳島県					